

## 手持ち工事の件数による入札参加制限の実施について

令和5年4月1日以降に指名又は公告する入札から手持ち工事の件数による入札参加制限を実施します。

### 1 制限の対象工事

企業団発注の工事（予定価格130万円を超える建設請負工事）の受注にあつて下記3注意事項の要件を満たすもの

### 2 制限の内容

開札日における手持ち工事の件数において、1つの格付け工種につき3件、それ以外の工種を含め総件数で5件を上限とし、これに達した場合、入札参加の制限を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当となる者は、1つの格付け工種につき4件、それ以外の工種を含め総件数で6件を上限とする。

- ① 工事成績が特に優良な業者（石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程（以下「規程」という。）別表第3「3資格審査基準日以降における工事成績」の(2)に該当する業者）
- ② 企業団の業務運営に対し積極的な貢献があった場合に該当する業者（規程別表第3「8貢献の有無」に該当する業者）

※ 格付け工種とは、規程別表第1の左欄に掲げる発注工事の種類をいう。（土木一式工事、水道施設工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事 令和5年4月1日現在）

### 3 注意事項

- (1) 当該年度以前の繰越工事や債務負担行為契約工事についても手持ち工事の件数に加えるものとする。
- (2) 特定建設工事共同企業体による工事についても各構成員全てに手持ち工事の件数に加えるものとする。
- (3) 請負者以外の者に起因する事由により工事の一時中止期間が1か月を超えた場合は、その時点から当該工事を手持ち工事の件数から除くものとする。工事が再開された場合は、その時点から手持ち工事の件数に加えるものとする。これにより、手持ち工事の件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。
- (4) 技術的に難度の高い工事、競争性に乏しい工事、鉄道事業者等が求める資格を有する特殊な工事及び緊急性の高い工事等については、企業団競争入札審査委員会に諮り、入札参加資格要件を決定するものとする。
- (5) 落札（落札候補の第1順位となった場合を含む。）により手持ち工事の件数が上限に達したときは、その時点で入札参加の制限を受けるものとする。
- (6) 手持ち工事の期間は、契約日から完成届を受理した日までとする。
- (7) 令和5年3月31日までに契約を締結した工事については、手持ち工事の件数に加えないものとする。
- (8) 随意契約によるものは除くものとする。